

# 乗用カート利用約款

## 第1条（本約款の目的）

本約款は、別表1に規定するゴルフ場(以下、「当クラブ」という)における乗用カートの利用に関する基準を定め、当クラブ利用者及び従業員の安全確保を図ることを目的とします。

## 第2条（本約款の遵守）

1. 乗用カートの運転者（リモコン及びカート本体にあるボタンの操作を行う者を含む）（以下、「運転者」という）および、乗用カートの同乗者（以下、「同乗者」という）（以下、運転者と同乗者を併せて「利用者」という）は、キャディー付きプレーかセルフプレーかにかかわらず、この約款を遵守する義務を負うものとします。
2. 利用者は、カート利用に関し、安全運転及び事故防止に十分注意してカートを利用してください。

## 第3条（運転者の制限）

次の各号のいずれかの事由に該当する利用者は、運転者になることができません。

- (1) 酩酊その他の事由により正常な操作が困難と認められる場合
- (2) カートの操作技術が未熟で、適切に操作ができない場合

## 第4条（プレー中における危険防止）

1. 乗用カートは、次の各号の仕様をご認識いただいうえでご利用ください。
  - (1) 乗用カートは、カートが前後に並ぶように近づいた場合（カートの間に人・動物・他の車両・障害物等がある場合を除く）に限り自動停止しますが、それ以外の形で接近した際には他のカートに反応せず自動停止いたしません。
  - (2) 乗用カートは、人・動物・他の車両・障害物等には反応せず自動停止いたしません。
  - (3) 乗用カートは、各ホールに設置されている停止点において自動停止いたします。
2. 利用者は、前項の乗用カートの仕様をご理解いただき、次の各号の事由を遵守してください。
  - (1) 乗用カートの前に立つこと、前を歩いたり横切ったりすることはしないでください。
  - (2) 載積物の積み上げ・積み下ろし等のため、乗用カートの後ろに立つ際には、周囲の他の乗用カートにご注意ください。
  - (3) 乗降時を除き乗用カートの側面に不用意に近づかず、カートの横を歩いたりしないでください。
  - (4) 乗用カートで交差点を通過する際には、他の乗用カートの有無を確認のうえで走行してください。
  - (5) カートへの乗降は、カートが完全に停止したことを確認して行い、走行中の飛び乗り・飛び降りはしないでください。

## 第5条（運転者の注意事項）

運転者は乗用カートの運行に際し、次の各号の事由を遵守してください。

### 1. 走行開始時の注意事項

- (1) 乗用カートの乗車定員は5名です。運転開始の際には、乗車定員以内であることを確認し、定員超過の状態では運転しないでください。
- (2) 乗用カートの運転の開始は必ず係員の指示に従ってください。
- (3) 運転の開始に際しては、同乗者の乗車に先立って、必ずブレーキ・リモコンを含むその他の装置が正常に作動することを確認してください。
- (4) 同乗者が着座したこと及び前後左右の安全を確認したうえで、同乗者に声をかけてから発進してください。
- (5) リモコンによる遠隔操作時には、乗用カートを発進させることを同乗者に伝え、カートが見える位置から、カートの前後左右に人がいないことを確認のうえ、リモコン操作をしてください。
- (6) クラブを持ったまま運転しないでください。クラブをキャディバッグに入れてから乗車してください。

### 2. 走行中の注意事項

- (1) 走行中は、常に、前向きに座り、乗用カートのハンドル・アームレスト・バー・グリップにお握まりください。
- (2) 乗用カート走行中は、乗用カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように注意してください。
- (3) カート用道路の走行に関し、走行方法等の標示（信号機・自動停止点・交差点注意等）があるときは、これに従って運転してください。
- (4) 乗用カートの位置と前後左右の安全を確認しながら運転してください。
- (5) カート用道路と管理用道路、及び進入路の交差点は周囲の安全を確認してから走行してください。
- (6) 乗用カートは、やむを得ない事情がある場合を除き、所定の乗用カート用道路以外の場所を走行しないでください。

### 3. 駐停車の際の注意事項

- (1) 前に停止している乗用カートがいるときは、安全な距離をとって停止してください。
- (2) 乗用カート用道路の走行に関し一旦停止等の表示があるときはこれに従って操作してください。
- (3) 急な坂道・斜面・橋の上・その他の不安定な場所や、打球が当たる可能性がある場所で駐停車しないでください。
- (4) 乗用カートから離れるときは、他の利用者の降車を確認してください。

### 4. その他の注意事項

- (1) 自動運転を手動運転に切り替えること、前後進切替ボタンを「後進」にすること、その他の乗用カートの設定の変更を、係員の許可なく行わないでください。
- (2) リモコンを破損・紛失されぬようご注意ください。万一、リモコンを破損・紛失された場合、リモコン代相当額のご負担をお願い致します。

#### 第6条（同乗者の注意事項）

同乗者は乗用カートの利用に際し、次の各号の事由を遵守してください。

- (1) 乗用カートの乗車定員5名を超過したカートには同乗しないでください。
- (2) 乗用カート走行中は、常に、前向きに座り、アームレスト・バー・グリップにお掴まりください。
- (3) 乗用カート走行中は、乗用カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう注意してください。
- (4) 乗用カートの乗降は、カートが停止していることを確認したうえで行ってください。走行中の飛び乗り・飛び降りはしないでください。
- (5) 乗用カート走行中は、クラブの抜き差しをしないでください。
- (6) クラブを持ったまま乗車しないでください。クラブをキャディバッグに入れてから乗車してください。

#### 第7条（事故の場合の責任等）

1. 運転者は乗用カートの操作に関し、故意もしくは過失により、または本約款、利用約款もしくは当クラブの指示に違反して、人身に危害を及ぼしまたは当クラブの施設(乗用カートその他の施設内物品を含む)に損害を及ぼした場合(以下、「乗用カート事故」という)、被害者に対し損害を賠償していただきます。
2. 同乗者は、故意もしくは過失により、または本約款、利用約款もしくは当クラブの指示に違反して、乗用カート事故を生じまたは誘発した場合には、当該事故の態様に応じ、運転者と連帯または単独にて被害者に対し損害を賠償していただきます。
3. 同乗者が乗用カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に故意もしくは過失、または本約款、利用約款もしくは当クラブの指示への違反があれば、事情に従いその損害賠償請求の全部または一部が過失相殺により免除されることがあります。
4. 冬季は乗用カート道路等あらゆる箇所が凍結する可能性がございます。凍結箇所の有無を確認し、凍結箇所を走行する際には乗用カートのスリップや転倒事故等に注意して走行してください。
5. 乗用カート事故による人的・物的損害について、当クラブは責任を負いません。ただし、当クラブに、責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

#### 第8条（避難について）

1. 雷や大雨、暴風等により、当クラブがプレーの一時中断または避難の決定をし、サイレンや乗用カート無線により連絡した場合、その場に留まることなく、速やかに近くの茶店・避難小屋またはクラブハウスに避難してください。
2. 天候の急変等により、利用者が危険と判断した場合には、危険回避するため、当クラブによる一時中断・避難の決定指示を待つことなく速やかに避難してください。その場合、乗用カートの無線にてキャディマスター室に連絡してください。
3. 自然災害により起こる乗用カートの事故については、当クラブは初動処置を行いますますが責任は負いません。

#### 第9条（緊急時の連絡）

コース内において、カート事故の発生や天候の急変等の緊急事態が生じた場合、乗用カートに設置してある無線にて連絡してください。

#### 第10条（カート載積品の管理）

1. 利用者は、カートに載積したゴルフ用品、携行品等を自らの責任で管理してください。
2. 万一、破損・紛失・盗難等が発生した場合、当クラブは責任を負いません。ただし、当クラブに、責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

#### 第11条（ナビゲーション）

1. 乗用カート運転開始前に、ナビゲーション画面の表示をお読みいただき、内容をご確認ください。
2. ナビゲーションの操作は、乗用カートの停止中に行い、走行中に行わないでください。

#### 第12条（ドライブレコーダー）

1. 乗用カートには、事故防止や、犯罪防止の目的のため、360°ドライブレコーダーを設置しております。
2. ドライブレコーダーの画像データは、適正に管理し、一定期間保存した後は消去いたします。
3. ドライブレコーダーの画像データは、設置目的以外の目的のために利用いたしません。
4. ドライブレコーダーの画像データは、法令に基づく場合、生命・身体及び財産の安全の確保、その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合、捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して協力する必要がある場合等を除き、第三者に提供いたしません。

#### 第13条（本約款の改定）

別表2に規定する当クラブの各運営会社（以下、「運営会社」という）は、法令の規定に従い、本約款を改定することができるものとします。この場合には、当クラブまたは運営会社のウェブサイトへの掲載または当クラブ施設内への掲示、その他相当の方法により、あらかじめ周知するものとします。

（別表1）

メイプルポイントゴルフクラブ  
スプリングフィールドゴルフクラブ  
パインズゴルフクラブ  
セントクリークゴルフクラブ  
ザ・トラディションゴルフクラブ  
グレイスヒルズカントリー倶楽部  
ザ・カントリークラブ  
関西ゴルフ倶楽部  
オークモントゴルフクラブ

（別表2）

リゾートトラストゴルフ事業株式会社  
株式会社セントクリークゴルフクラブ  
株式会社オークモントゴルフクラブ  
株式会社メイプルポイントゴルフクラブ  
多治見クラシック株式会社  
岡崎クラシック株式会社  
株式会社グレイスヒルズカントリー倶楽部  
株式会社パインズゴルフクラブ  
株式会社関西ゴルフ倶楽部  
ジャパクラシック株式会社